

「侵略的外来生物」についての Q&A

Q1.) 「侵略的外来生物」とは、どんな生き物？

Q2.) どのように侵略的外来生物は選ばれているの？

Q3.) 侵略的外来生物は「個体は、みだりに放ち、植栽し、又はまいてはならない」とされているけど、具体的にはどういうことなの？

Q4.) 侵略的外来生物の販売・譲渡・飼育はできますか？

Q5.) 侵略的外来生物を現在飼育しているが引き取ってもらえますか？

Q6.) 野外で生息・生育している侵略的外来生物を意図的に、あるいは意図せずに（たまたま）捕獲した時の取り扱いはどうなるの？

Q7.) 侵略的外来生物の交雑種の取り扱いはどうなるの？

Q8.) 野外で生息・生育している侵略的外来生物を駆除してもいいの？

(令和3年12月)

(問合せ先)

自然保護課 089-912-2368

県生物多様性センター 089-931-8757

Q1.) 「侵略的外来生物」とは、どんな生き物？

A1.) 県が愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づき、野生動植物とその性質が異なることにより、野生動植物の生息又は生育へ著しい影響を及ぼし、又は及ぼす恐れがある外来生物として公表した生き物です。侵略的外来生物は、条例によりみだりに放つ行為や、自然環境下への植栽等が禁止されています。

Q2.) どのように侵略的外来生物は選ばれているの？

A2.) 「侵略的外来生物」は、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性や被害に係る科学的知見の現状、適正な執行体制の確保等社会的・経済的影響も考慮し、**在来種の捕食、植生などへの影響、競合・駆逐の可能性、交雑による遺伝的かく乱、病気・寄生虫の媒介**といった影響の有無、定着の有無等を基準として、えひめの生物多様性保全推進委員会等で検討して、選定します。

(参考)【令和3年度見直しに係る選定過程】

令和2年12月22日 えひめの生物多様性保全推進委員会野生動植物専門部会

令和3年7月2日～8月2日 パブリックコメント

令和3年10月6日 えひめの生物多様性保全推進委員会野生動植物専門部会

令和3年10月27日 えひめの生物多様性保全推進委員会

Q3.) 侵略的外来生物は「個体は、みだりに放ち、植栽し、又はまいてはならない」とされているけど、具体的にどういうことなの？

A3.) 侵略的外来生物の「個体」とは、卵、種子、器官等も含まれますが、生きているものに限られます。また、「みだりに」とは、正当な理由なく当該行為をすること、「放つ」とは動物などを自由にさせること、「植栽」とは他から移して育つようにすること、「まく」とはその種子を散布することを意味します。

Q4.) 侵略的外来生物の販売・譲渡・飼育はできますか？

A4.) 販売及び譲渡、飼育は可能です。ただし、購入者・譲受者に対して、当該種が「侵略的外来生物」に指定されており、みだりに放つこと等が禁止されている旨お伝えください。

Q5.) 侵略的外来生物を現在飼育しているが引き取ってもらえますか？

A5.) 県では引き取りを行っていません。その個体が死ぬまで責任をもって飼うようにしてください。飼えなくなった場合は飼い主が殺処分するか、責任をもって飼える方へ譲渡してください。

Q6.) 野外で生息・生育している侵略的外来生物を意図的に、あるいは意図せずに（たまたま）捕獲した時の取り扱いはどうなるの？

A6.) (特定外来生物の取扱いに準じて) 捕獲した直後のその場での放出は条例違反には当たりません。ただし、捕獲及び採取後に飼養等を行ったうえで、野外への放出等を行うことは、条例の規制対象となります。

(参考) 特定外来生物被害防止基本方針 (平成 26 年 3 月 環境省・農林水産省)

— 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項 - 5 放出等の許可の考え方

「既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕獲又は採取した直後にその場で放出等する行為は本法第9条（放出等の禁止）の対象とはならないが、捕獲及び採取後の特定外来生物の飼養等、譲渡し等及びそれらに係る放出等については、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。」

Q7.) 侵略的外来生物の交雑種の実取り扱いはどうなるの？

A7.) 種名として公表されているものの交雑種は対象外ですが、類（イワナ類等）で公表されているものは、交雑種も対象となります。ただし、生態系への影響力から、対象外となる交雑種であっても侵略的外来生物に準じる形での取り扱いをお願いします。

Q8.) 野外で生息・生育している侵略的外来生物を駆除してもいいの？

A8.) 本条例にかかる手続きはなく、駆除を行うことができます。ただし、駆除作業中の非意図的な拡散については、十分注意して行ってください。

なお、他法令にかかる手続きが必要となる場合がありますので留意ください。